

建設業者及び建設関係コンサルタント業者の皆さんへ

建設工事及び建設関係業務委託の最低制限価格制度について

町では、建設工事及び建設関係業務委託の発注に当たり、公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、最低制限価格制度を採用しております。

1. 最低制限価格制度とは

建設工事及び建設関係業務委託における適正な履行を確保するため、当該工事及び業務委託の競争入札において、予定価格の範囲内で最低制限価格を設定し、最低制限価格に満たない入札をした者を落札者とししない制度です。

2. 対象工事及び業務委託

町が発注する建設工事及び業務委託のうち、一般競争入札及び指名競争入札に係るものを対象とします。

3. 最低制限価格の設定方法

最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計額に消費税（１０％）を加算した額とします。ただし、算出された額が、設計金額の９２％を超える場合は９２％とし、同じく設計価格の７５％を下回る場合は７５％となります。

- （１）直接工事費（税抜）の９７％の額
- （２）共通仮設費（税抜）の９０％の額
- （３）現場管理費（税抜）の９０％の額
- （４）一般管理費（税抜）の６８％の額

また、建設関係業務委託や特別の事情がある場合は設計金額（税込）の７５％から９２％の範囲内で最低制限価格を決定します。

4. 周知方法

最低制限価格の設定のある競争入札である旨の周知については、それぞれの工事及び業務委託の指名通知に明記しますので、ご注意ください。

5. 入札の失格

最低制限価格の設定のある競争入札において、最低制限価格未満となる金額で入札した場合は失格となります。